

技術提案書作成における留意事項

1. 安全管理への工夫と対策（別紙様式 10）

- ① 事業内容や事業期間に合った提案として下さい。

2. 事業計画の工程管理（別紙様式 11）

- ① 工程表は、閲覧図書の事業内訳書（作業工程別数量内訳書）の作業種を網羅するとともに作業種ごとの事業期間に留意し、事業の手順については仕様書等を確認のうえ計画して下さい。
- ② 事業期間の設定、工程管理に係わる工夫等技術的所見について、未記載が多いので積極的な提案をお願いします。

3. 事業上の課題に係わる技術的所見（別紙様式 12-1）

- ① 事業上の課題（課題名）について、十分確認のうえ記入して下さい。
- ② 採用された技術提案は、契約後、事業実行中の監督及び事業実行後の検査において履行確認を行いますので、確認できる具体的な内容の提案として下さい。
- ③ 一貫作業の場合は所定の様式（別紙様式 12-2）の提出が必要です。課題名は「植付作業を効率的に行うための皆伐作業の工夫」としており、提案項目が3つに分かれていますので積極的な提案をお願いします。

4. 品質の確認方法及び管理方法に対する技術的所見（別紙様式 13）

3. ①～②と同じ。

5. 従業員への賃金引上げ計画の表明書（別紙様式 18）

- ① 「従業員代表」及び「給与又は経理担当者」の押印は必ず必要ですので忘れずに押印して下さい。
- ② 直近の事業年度の「法人税申告書別表 1（写し）」は忘れずに添付して下さい。
- ③ 賃金引上げ計画が採用（加点）され、契約に至った場合は「賃金引上げ実績整理表（別紙 19 又は 19 の 2）」の提出が必要となります。

提出時期は決算日の末日から起算して3か月以内となりますので期限内の提出をお願いします。

6. その他

① 入札公告及び入札説明書の変更点について

1月15日以降の公告分から紙入札で参加する場合の競争参加資格申請書等の提出方法を次のとおり改めています。

- ◎ 改正前：持参又は郵送（一般書留郵送又は簡易書留郵便に限る）
- ◎ 改正後：原則電子メール

なお、電子メールでの提出は必須ではなく、これまで同様、持参や郵送（普通郵便、レターパック可）での提出も受け付けます。

これに伴い、提出を求めていた「競争参加資格の有無の通知」用の返信用封筒は提出方法に関わらず提出不要としていますのでご注意ください。

② 評価基準表の公表について

総合評価落札方式の具体的な評価基準について、近畿中国森林管理局ホームページの次の箇所に公表しているので参考にしてください。

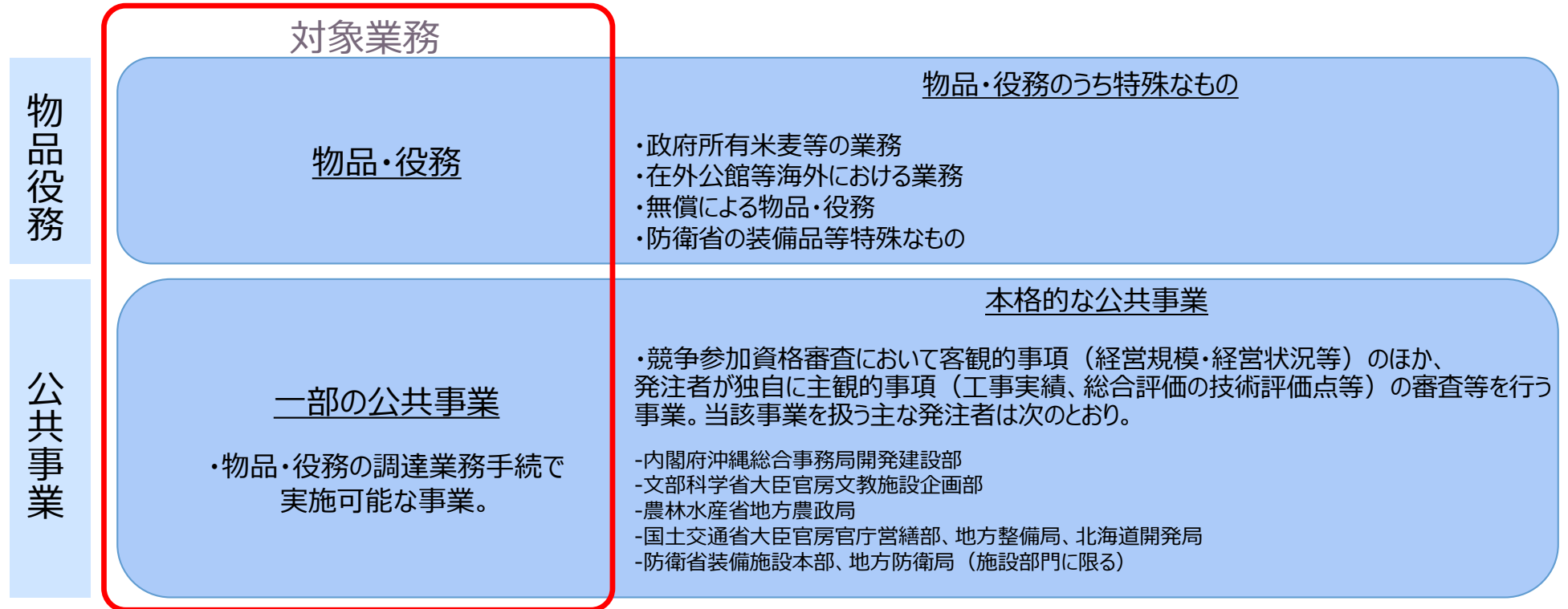
トップページ → 公売・入札情報 →
入札情報 → 造林・素材生産事業等に関する事項 →
造林事業及び素材生産事業に係る総合評価落札方式の評価基準表

電子入札率及び電子契約率の向上へ向けた取組

電子調達システムの利用促進

電子調達システムとは

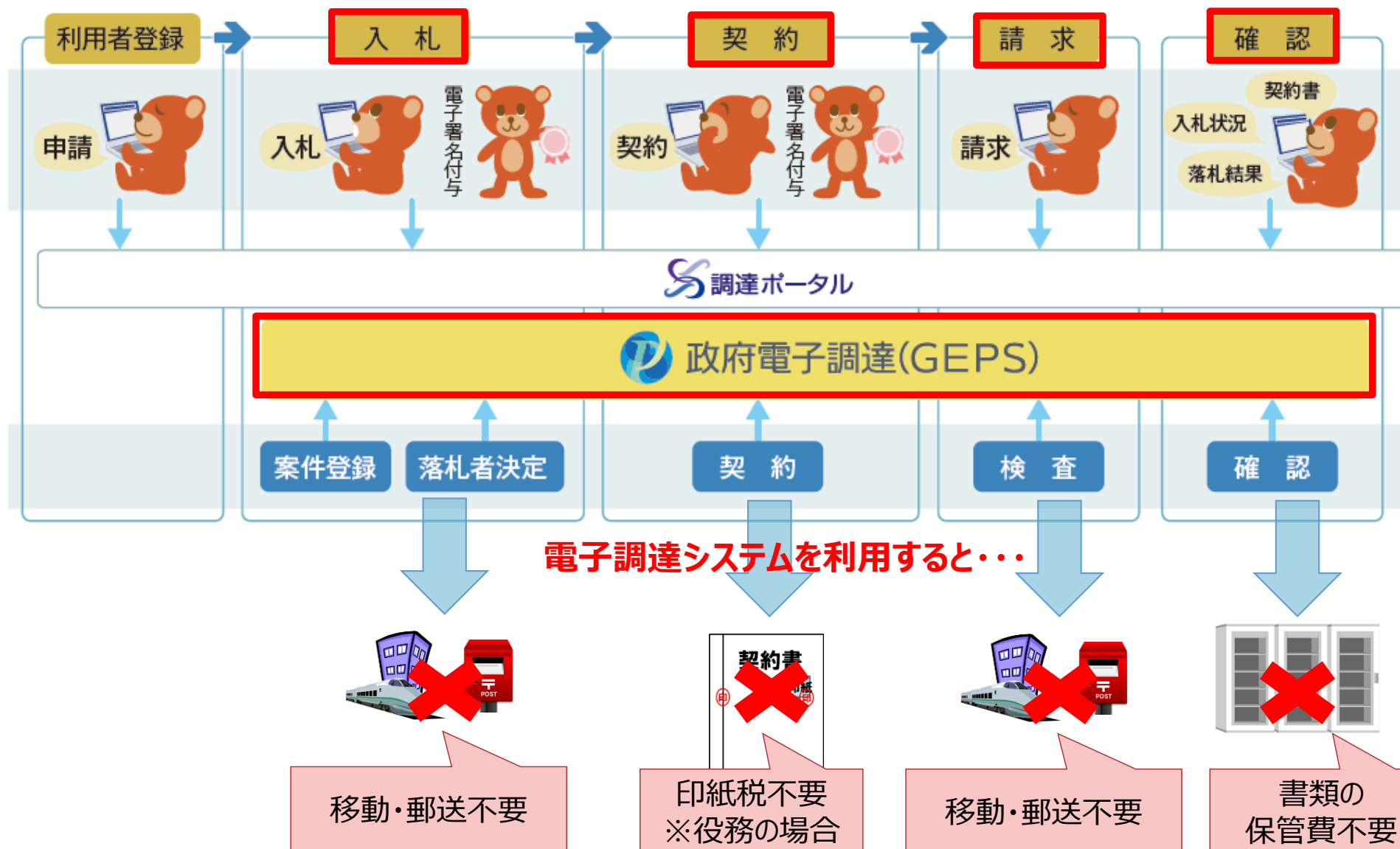
電子調達システムとは、政府が行う、「物品・役務」及び「一部の公共事業」に係る一連の調達手続をインターネット経由で電子的に行う府省共通のシステムです。



- ・ 電子調達システムは、2014年（平成26年）3月に開始し、利用機関・部局を順次拡大中。
- ・ 電子調達システムを利用する府省等は以下のとおり。

内閣官房	内閣法制局	人事院	内閣府	宮内庁	公正取引委員会	警察庁	個人情報保護委員会	カジノ管理委員会
金融庁	消費者庁	こども家庭庁	デジタル庁	復興庁	総務省	法務省	検察庁	公安調査庁
外務省	財務省	国税庁	文部科学省	文化庁	スポーツ庁	厚生労働省	農林水産省	林野庁
水産庁	経済産業省	特許庁	中小企業庁	国土交通省	気象庁	海上保安庁	運輸安全委員会	環境省
防衛省	衆議院	参議院	国立国会図書館	最高裁判所	会計検査院			

電子調達システム利用のメリット



5

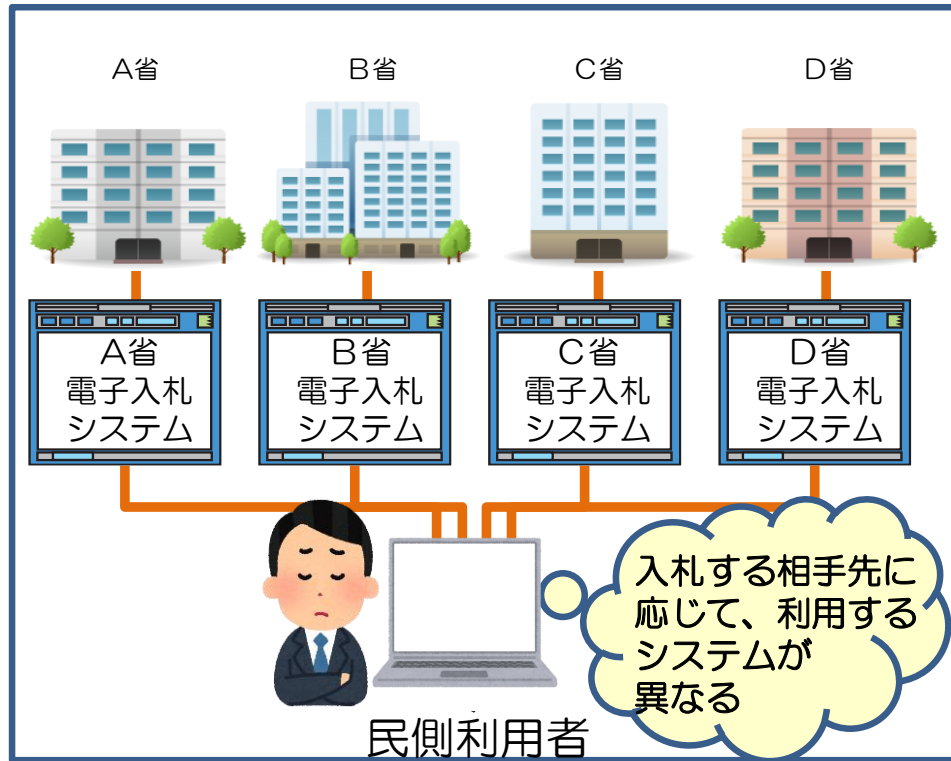
さらに・・・!

- ✓ 24時間365日いつでも操作可能
- ✓ 窓口一本化と操作性の統一

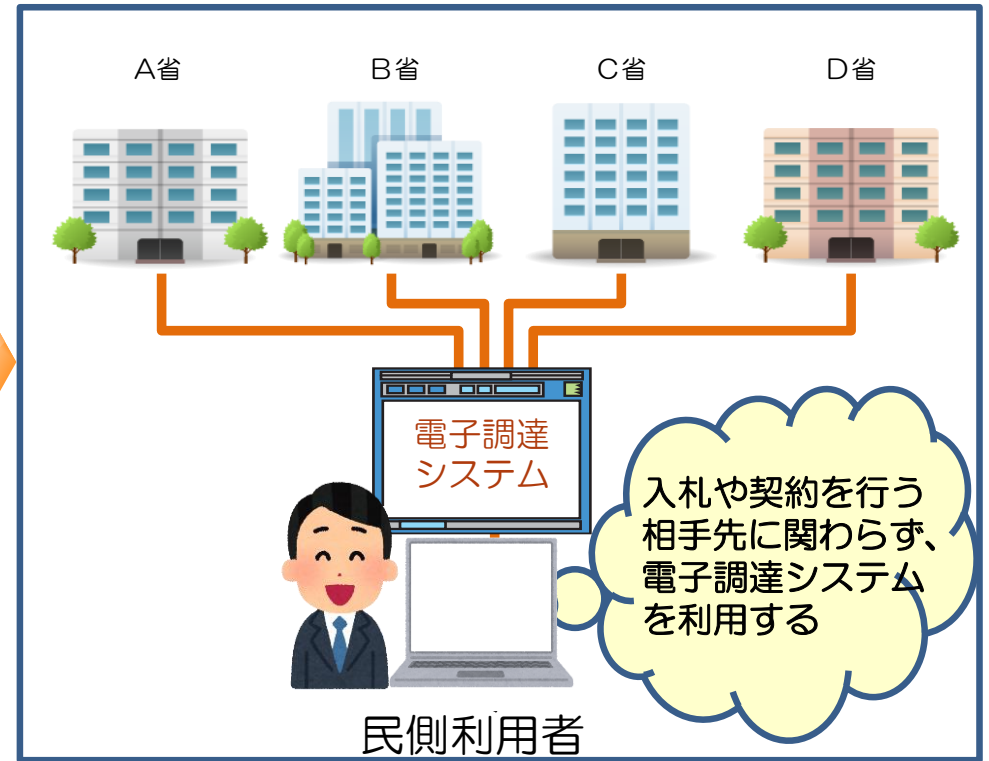
電子調達システムの特徴

特徴1 政府調達業務に関する窓口が一本化

本システム サービス開始前



本システム サービス開始後



令和2年4月～令和5年度8月末の利用契約率推移

電子入札率・電子契約率の推移
(令和2年4月～令和5年8月の各月末における直近1年間の利用状況)

